# 七、株式会社集英社に対する件

昭和四十三年(排)第七十二号

排除命令

東京都千代田区神田一ッ橋二丁目三番地

株式会社集英社

右代表者　代表取締役　陶山巖

当委員会は、右の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第百三十四号)第六条第二項の規定による聴聞をした後、同条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主文

一、株式会社集英社は、今後、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」(昭和三十七年公正取引委員会告示第五号)第一項の規定に違反して、景品類を提供してはならない。

二、同社は、今後一年間、懸賞による景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

三、同社は、昭和四十三年七月一日から同年九月十五日までを期間とし、「集英社の本を読んで旅へ行こう」と称して行なった懸賞による景品類の提供は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する

事項の制限」第一項の規定に違反したものである旨およびこのような行為を再び行なわない旨をすみやかに公示しなければならない。

この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。

四、同社は、前項の規定に基づいて公示を行なつたときは、遅滞なく、文書をもつて当委員会に報告しなければならない。

事　実

株式会社集英社は、肩書地に主たる事務所を置き、雑誌および書籍類の出版業を営む事業者である。

同社は、一般消費者を対象に、「集英社の本を読んで旅へ行こう」と称して、昭和四十三年七月一日から同年九月十五日までの期間に発売する雑誌（別表）に印刷してある応募シールを五枚以上送つてきた者について抽せんを行ない、特賞国内ギフト旅行券（一万円分。同年七月二十二日以降発売した雑誌には、「六千円～一万円分」と表示した。）を二十名、金賞トランジスタラジオ（五千円相当）を二百名、銀賞ミニゲームセット（三百円相当）を二千名、銅賞ピローバック（二百五十円）相当を一万名に提供する旨を前記雑誌に広告し、前記雑誌の販売を行なつた。

しかるに、当該懸賞に係る最低の取引の価額が、定価六十円の週刊誌五冊分の三百円であることにより、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は、六千円であつて、同社が提供する景品類中特賞国内ギフト旅行券は、この制限をこえるものである。

法　令　の　適　用

前記事実によれば、株式会社集英社の行為は、不当景品類及び不当表示防止法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」第一項の規定に違反する。

昭和四十三年十一月十三日

公正取引委員会

委員長　山田精一
委員　菊池淳一
委員　梅田孝久
委員　亀岡康夫
委員　有賀美智子

別表

一、週刊誌

(1) 週刊明星
(2) プレイボーイ
(3) マーガレット
(4) セブンティーン

二、月刊誌

(1) リボン
(2) 少年ブック
(3) 別冊マーガレット
(4) 明星
(5) ヤングミュージック
(6) 小説ジュニア
(7) 別冊週刊明星

三、隔月刊誌

(1) リボンコミックス
(2) プレイボーイカスタム
(3) プレイボーイクレイジー

四、月2回発行のもの

少年ジャンプ